福祉タクシー券
自動車燃料費助成
高齢者等移動手段確保助成

問申 **福祉課**
☎(83)1226

※「福祉タクシー券」と「自動車燃料費助成」の併用はできません

【福祉タクシー券（障がい者対象）】

対 町内在住（施設入所の方は除く）で次のいずれかの手帳を所持している方
①身体障害者手帳を所持し、下肢・体幹・視覚・内部に係る障がいの程度が1・2級
②養育手帳A
③精神保健福祉手帳1級

補 年間最大48枚（4枚×12カ月）

【自動車燃料費助成】

対 町内在住で本人または同居家族が所有する自家用車を自ら運転する方で、身体障害者手帳を所持し、下肢・体幹・視覚・内部に係る障害の程度が1・2級の方

補 上限1500円／月
※じん臓機能障害の方は上限2000円／月

【高齢者等移動手段確保助成】

対 町内在住で次のいずれかに該当する方
①70歳以上
②妊娠中または出産1年以内の方
③運転免許証を自主返納したときの年齢が65歳以上
※自主返納以外（失効など）は対象外です

【ご利用になれる会社】
- 松田合同自動車（株）
- 小田原報徳自動車（株）
- 箱根モビリティサービス（株）
- 神奈中タクシー（株）
- 秦野交通（株）
- 箱根観光自動車（株）

補 年間最大72枚（6枚×12カ月）
1枚につき初乗り運賃相当額

申 役場2階福祉課窓口、電子メールで受け付けます。申請書に必要事項を記入の上、窓口に提出または送付してください。
※申請の受け付けは、4月1日から開始します

【必要書類】
- 身分証（健康保険証・母子手帳など）
- 「申請による運転免許の取消通知書」など自主返納を証明できるもの（③の方のみ）

店舗リノベーション支援補助金

問 **観光経済課**
☎(83)1228

町内既存店舗の改修や設備の改善、空き店舗や空き物件を利用した新規出店に係る費用の一部を補助します。

対 次の全てに該当
①足柄上商工会松田支部の会員である方または会員となることを誓約する方
②町税の滞納がないこと

経 改装費、宣伝広告費（宣伝広告費は単独では対象外。改装費と併せた場合のみ対象経費とする。）

補 対象経費から国などの補助金を控除した額の2分の1以内（上限50万円、千円未満切り捨て）
※交付決定前に改修工事などの補助事業を開始された場合は交付対象外となります。事業着手前にご相談ください。その他交付に必要な要件、申請書類などについての詳細は町公式サイトをご確認ください

農機具電動化補助金

問 **観光経済課**
☎(83)1228

町では、町内農業者が電動式刈払機などを購入するための費用の一部を補助します。

対
- 電動式刈払機
- 電動式チェーンソー
- 電動式トリマー
- 電動式ブロワー
- 電動式T字型バリカン
- 電動式剪定ハサミ
- 電動式噴霧器

※交付決定前に購入された場合は補助金交付対象外となるため、補助対象になるかご不明の場合は、事前にご相談連絡ください

農業資材購入補助金

問 **観光経済課**
☎(83)1228

町では、農業資材の購入経費に対し予算の範囲内で補助金を交付します。

対 次の全てに該当
- 町内で使用するもの
- 当該年度に購入した新品の物
- 肥料、農薬、種苗（しゅびょう）、被覆資材、個人出荷用梱包箱

※購入後の申請となるため、購入しようとする農業資材が補助対象になるかご不明の場合は、事前にご相談ください